

積立定期預金《個別定期方式》（目標日指定型）

平成24年10月22日現在

1. 商 品 名	・積立定期預金《個別定期方式》（目標日指定型）		
2. ご利用いただける方	・個人のお客さま		
3. 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日指定方式・・・1年以上20年以内 ・預入期限は目標日の1ヵ月前までです。 		
4. お預入れ方法 (1) お預入れ方法 (2) お預入れ金額 (3) お預入れ単位	【窓口で お預入れの場合】	<ul style="list-style-type: none"> (1) 契約期間内で自由にお預入れできます。 (2) 1回あたり100円以上300万円未満 (3) 1円単位 	
	【ATMで お預入れの場合】	現金で お預入れの場合	<ul style="list-style-type: none"> (1) 契約期間内で自由にお預入れできます。 (2) 100円以上100万円以内 (3) 1円単位
		カードで お預入れの場合	<ul style="list-style-type: none"> (1) 契約期間内で自由にお預入れできます。 (2) 100円以上200万円以内 (3) 1,000円単位
5. 払 戻 方 法	・全額払戻または一部払戻しが可能です。		
6. 利 息 (1) 適 用 金 利 (2) 利 払 方 法 (3) 計 算 方 法 (4) 課 税	<ul style="list-style-type: none"> ・お預入れ日または継続日から目標日までの期間により次の預金の店頭表示利率を適用します。 ① 3年1ヵ月以上の場合・・・期日指定定期預金 ② 3年を超え3年1ヵ月未満の場合・・・期間1年の自由金利型定期預金（M型） ③ 1年以上3年以下の場合・・・目標日を満期日とする期日指定定期預金 ④ 1年未満の場合・・・目標日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）（満期日指定方式） <p>なお、金利については店頭の金利表示ボードまたは窓口でご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括してお支払いします。 ・期日指定定期預金または自由金利型定期預金（M型）の計算方法を適用します。 ・20%（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。ただし、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間は、復興特別所得税が追加課税され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。 		
7. 手 数 料	・定めはありません。		
8. 付加できる 特 約 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・普通預金、当座預金からの自動振替によるお預入れができます。 ・法令に定められた条件を満たす個人のお客さまの場合はマル優のお取扱いができます。 		

<p>9. 中途解約時の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約される場合は、次の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともにお支払いします。 ①期日指定定期預金として預入された場合は次の預入期間に応じた利率により1年複利で計算します。 <ul style="list-style-type: none"> A. 6ヵ月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率 B. 6ヵ月以上1年未満・・・・・・2年以上の約定利率×40% ②自由金利型定期預金（M型）として預入された場合は次の預入期間に応じた利率で計算します。 <ul style="list-style-type: none"> A. 6ヵ月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率 B. 6ヵ月以上1年未満・・・・・・約定利率×50%
<p>10. 当行が契約している指定紛争解決機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772
<p>11. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後のお利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・概算金額指定払戻（1万円以上）により預金口座の残高の一部に相当する金額の払戻請求があったときは、解約元金が払戻請求額に達するまで預金を1口毎に順次解約します。 なお、解約順序は特に指定のない限り、当行所定の順序により解約します。 ・期日指定定期預金、預入期間1年の自由金利型定期預金(M型)は、満期日にその元利合計額で前記6.（1）の期間に応じた定期預金として自動継続します。 ・この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。